

# たなか事務所だより

2017年  
2月号

## 相続登記はお済みですか月間

相続登記は期限が定められておらず、また、登記手続を行わなければ罰せられるというわけではないため、手続きが遅れがちであるばかりか、何代にもわたって放置してしまうこともあります。

不動産の名義を変更していないと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。

そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

岐阜県司法書士会では、2月の1ヵ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内各司法書士事務所にて、執務時間帯での無料相談を実施しています。

この機会に是非ご相談ください。



(司法書士 小司隆信)



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

